

まちづくり意見募集の概要

訓子府町では、まちづくりへの町民参加の方法の一つとして、まちづくり意見募集という制度があります。

この制度は、パブリックコメント制度とも呼ばれるもので、町の仕事の原案（計画案など）を公表し、それに対し書面などによる意見を募集し、提出された意見を町の仕事の決定に活かし、その結果を公表する制度です。

○意見を提出できる方

- ①町内に住所を有する方
- ②町内に通勤又は通学をしている方
- ③町内に事務所を有する法人、その他団体

○原案の公表方法

町広報誌及び町ホームページへの掲載、まちづくり情報コーナーへの掲示などにより公表します。

○意見の募集期間

30日以上とします。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、意見の募集期間を30日未満とし、その理由を公表します。

○意見の提出方法

郵送、電子メール、FAX又は持参

※提出の際は、指定様式（まちづくり意見募集意見書）を使用してください。

※口頭での意見は受け付けいたしません。

○結果の公表

提出された意見を、検討結果と併せて公表します。

※ 公表内容～意見内容及び意見に対する町長等の考え方

※ 意見を提出された方への直接の回答は行いません。

(訓子府町)